

大牟田市清掃事業年表

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
T6	4	市制施行 庶務課内に衛生係 を設置				
S8			4	健老町にごみ焼却場を建設		
13	5	し尿処理手数料 条例制定			5 8	し尿処理手数料の制定 2908 銭以内 市営によるし尿収集処理を 開始
16	9	衛生課（保健係、 清掃係）を設置				
18	3	し尿処理手数料条 例一部改正			3	し尿処理手数料の改正 1 桶 15 銭以内
20	8	戦災のため収集業 務を一時中止				
25	9	清掃課（清掃係、 駆除係）を設置				
26	4	収集再開 し尿処理手数料条 例一部改正			4	し尿処理手数料の改正 1 桶 10 円
27	1	部制施行 衛生部に清掃課 （第 1 係、第 2 係） を設置				
29	10	大牟田市清掃条例 制定	10	第 1 種手数料制定 （ごみ・燃えがらの処理） 1 級 200 円、2 級 150 円、 3 級 100 円、4 級 50 円、 5 級 30 円 第 3 種手数料制定 （犬・猫等の死体処理） 1 頭につき 100 円 特別手数料制定 （建築・解体等による多量ごみ） 荷車 1 台 150 円、馬車 1 台 300 円、自動三輪車 （1 t 積）1 台 400 円、自動 三輪車（2 t 積）1 台 600 円、小型貨物自動車 1 台 600 円、大型貨物自動車 1 台 1,000 円	6 10	し尿の海洋投入を開始 第 2 種手数料制定 （糞尿の処理） 1 桶 15 円
31	4	大牟田市清掃条例 一部改正	4	第 1 種手数料改定 （ごみ・燃えがらの処理） 1 級 1,000 円、2 級 600 円、3 級 300 円、4 級 200 円、5 級 150 円、6 級 100 円、7 級 50 円、8 級 30 円		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
S33			6	大浦焼却場建設		
35	1	大牟田市清掃条例一部改正			1	第2種手数料改定 (糞尿の処理) 1桶 20円
37	8	大牟田市清掃条例一部改正			8	第2種手数料改定 (糞尿の処理) 1桶 27円
40	10	大牟田市清掃条例一部改正			10	第2種手数料改定 (糞尿の処理) 1桶 30円
42					10	手鎌終末処理場で一部処理開始
43	3 8	大牟田市清掃条例一部改正 機構改革により、清掃課の事務部門を庶務課に移管			4	第2種手数料改定 (糞尿の処理) 1桶 40円
44			4	新開町3番地を借用、約3年間埋立(六百間)健老清掃工場竣工		
45	7	機構改革により衛生部より独立、清掃部を新設庶務課(庶務係、調査係)、業務課(第1係、第2係、健老清掃工場)を設置				
47	3	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例制定(一般家庭ごみを無料とする)	4	<p>ごみ処理手数料改定</p> <p>計画収集ごみ</p> <p>1日平均10kg~20kg 1月 500円</p> <p>1日平均20kg~30kg 1月 1,000円</p> <p>臨時ごみ</p> <p>軽自動車1台につき 1,000円</p> <p>普通自動車1台につき 2,000円</p> <p>犬、猫等の死体処理手数料 1体につき 100円</p> <p>産業廃棄物処理手数料</p> <p>廃油処分 18010円、廃プラスチック類収集・運搬 1kg 20円、廃プラスチック類処分1台 100円、 紙くず収集運搬 1kg10円、 紙くず処分1台 100円、木くず処分1台 100円、繊維くず処分1台 100円、動</p>		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
S47				植物性残渣処分 1 台 100 円、ゴムくず処分 1 台 100 円、金属くず処分 1 台 100 円、建設廃材処分 1 台 100 円、動物の糞尿処分 1,300 円、動物の死体 1 体につき 100 円、ガラスくず及び陶磁器くず収集運搬 1kg1 円、ガラスくず及び陶磁器くず処分 1 台 100 円 健老町地先埋立地を借用 (三百間)	10	し尿処理手数料改定 人員によるもの 1 月 1 人につき 60 円 (2 歳未満の乳児を除く) くみとり量によるもの 300 (端数は四捨五入) につき 50 円
48			8 9	大気汚染防止法 (硫黄酸化物の規制) 適用 大浦焼却場廃止	4	4 月 28 日し尿業者との間に紛争発生 6 月 4 日終結調印
49	10 12	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例改定 清掃手数料徴収業務を委託業務とする			11	し尿処理手数料改定 1 人当たり 90 円 300 につき 75 円
50			1 4	第 1 清掃事務所竣工 東谷埋立地に廃棄物 14,000 m ³ を移送 (~S50.6)		
51	4 9	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正 ごみ非常事態宣	4 12	ごみ処理手数料改定 計画収集ごみ 1 日平均 10kg~20kg 1 月 1,000 円 1 日平均 20kg~30kg 1 月 2,000 円 第 12 条第 1 項第 1~第 9 号に掲げる産業廃棄物 (廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残渣・ゴムくず・金属くず・ガラスくずおよび陶磁器くず・建設廃材) 軽自動車 1 台につき 200 円、4t 未満の自動車 1 台につき 500 円、4t 以上の自動車 1 台につき 1,000 円 第 1 大浦谷埋立地造成 (第 1 期工事) 健老町埋立地の土壤約	3 4	港清掃事業所竣工 し尿海洋投入 50 海里に規制 廃棄物排出船「ありあけ丸」 (494t) 就航

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
S51				21,000 m ³ を移送 (～S52. 3)		
52	7	大牟田市廃棄物の 処理および清掃に 関する条例一部改 正	8	第1大浦谷埋立地造成(第 2期工事) 健老町埋立地の土壌約 30,000 m ³ を移送 (～S52. 12)	4 10	し尿業者を許可制から委託 制へ変更 手数料徴収の電算化
53	4	清掃手数料徴収事 務を直営化	1 10	水質汚濁防止法(工場排水 規制)適用 第1大浦谷埋立地造成(第 3期工事) 健老町埋立地の土壌約 22,000 m ³ を移送 (～S53. 12)	4 9	祐徳近海汽船(株)と海洋投入 委託契約 北部し尿中継所竣工
54			10 11	第1大浦谷埋立地へ健老 町埋立地の土壌約 26,960 m ³ を移送 (～S54. 11) 大気汚染防止法(塩化水素 の規制)適用	4	荒尾市からのし尿搬入受入 開始
55			10	第1大浦谷埋立地へ健老 町埋立地の土壌約 40,900 m ³ を移送 (～S55. 12) 第2大浦谷基本設計、福岡 大学工学部に第2大浦谷 埋立地環境影響評価及び 基本計画を委託 (～S55. 12)		
56			3 7 9	第1大浦谷埋立地覆土工 事をし埋立完了 第2大浦谷埋立地造成(1 期工事) 健老町埋立地の土壌約 36,400 m ³ を移送 (～S57. 5) 健老町埋立地拡張工事 (埋立面積 18,741 m ² , 埋 立容量 99,183 m ³) (～S57. 2)		
57			6	第2大浦谷埋立地造成(2 期工事)		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
S57	7	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正	6	健老町埋立地の土壌約 34,300 m ³ を移送 (～S58.2)		
			8	ごみ処理手数料改定 計画収集ごみ 1日平均 10kg～20kg 1月 2,000円 1日平均 20kg～30kg 1月 3,000円 臨時ごみ 軽自動車 1台につき 2,000円 普通自動車 1台につき 4,000円 事業活動に伴って生じたごみ処理手数料 最大積載量 350kg までの自動車 1台につき 500円 最大積載量 350kg～1t までの自動車 1台につき 1,000円 最大積載量 1t 以上の自動車 1台につき 1,000円 第12条第1項第1～第9号に掲げる産業廃棄物(廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残渣・ゴムくず・金属くず・ガラスくずおよび陶磁器くず・建設廃材) 最大積載量 350kg までの自動車 1台につき 500円 最大積載量 350kg～1t までの自動車 1台につき 1,000円 最大積載量 1t 以上の自動車 1台につき 1,000円 第12条第1項第10号に掲げる産業廃棄物(動物の糞尿) 100ℓにつき 60円 第12条第1項第11号に掲げる産業廃棄物(動物の死体)	8	し尿処理手数料改定 人員によるもの 1月1人につき 150円 (2歳未満の乳児を除く) くみとり量によるもの 30ℓ (端数は四捨五入)につき 105円

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
S57				1 体につき 600 円		
58			5	第 2 大浦谷埋立地造成(第 3 期工事) 健老町埋立地の土壌約 45,700 m ³ を移送 (~S59.2)		
59			11	粗大ごみ定期収集開始		
60	3 9 10	大牟田・荒尾清掃 施設組合設立 大牟田市廃棄物の 処理および清掃に 関する条例一部改 正 浄化槽法施行	2 12	第 2 大浦谷埋立地へ健老 町埋立地の土壌約 25,600 m ³ を移送 (~S60.3) 新開クリーンセンター建 設工事着工 第 2 大浦谷埋立地へ健老 町埋立地の土壌約 42,000 m ³ を移送 (~S61.3)	7 10	港清掃事業所一時貯留槽改 修 (~S60.9) 大牟田市浄化槽法施行細則 制定
61			12	第 2 大浦谷埋立地へ健老 町埋立地の土壌約 5,000 m ³ を移送 第 2 大浦谷埋立地覆土工 事をし埋立完了 早鐘埋立処分地へ健老町 埋立地の土壌約 45,000 m ³ を移送 (~S62.3)		
62			11	早鐘埋立処分地へ健老町 埋立地の土壌約 40,220 m ³ を移送 (~S63.2)		
63			3 11 12	健老清掃工場廃止 新開クリーンセンター竣工 可燃ごみと粗大・不燃ごみ との分別収集開始 週 2 回収集第 1 年次開始 早鐘埋立処分地へ健老町 埋立地の土壌約 30,000 m ³ を移送 (~H1.2)	1 10	港事業所脱臭機取替え工事 (~S63.3) 第 2 清掃事務所建設工事着 工
H1	3	大牟田市廃棄物の 処理および清掃に				

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H1		関する条例一部改正	4	<p>ごみ処理手数料改定 計画収集ごみ 1日平均10kg～20kg 1月 2,500円</p> <p>1日平均20kg～30kg 1月 3,500円</p> <p>臨時ごみ軽自動車1台につき 3,000円</p> <p>普通自動車1台につき 6,000円</p> <p>事業活動に伴って生じた ごみ処理手数料 最大積載量350kgまでの 自動車1台につき750円</p> <p>最大積載量350kg～1t までの自動車1台につき 1,500円</p> <p>最大積載量1t以上の自 動車1台につき1,500 円</p> <p>第12条第1項第1～第9 号に掲げる産業廃棄物 (廃プラスチック類・紙く ず・木くず・繊維くず・動植 物性残渣・ゴムくず・金属 くず・ガラスくずおよび陶 磁器くず・建設廃材) 最大積載量350kgまで の自動車1台につき750 円</p> <p>最大積載量350kg～1t までの自動車1台につき 1,500円</p> <p>最大積載量1t以上の 自動車1台につき 1,500円</p> <p>第12条第1項第10号に掲 げる産業廃棄物 (動物の糞尿) 100ℓにつき 100円</p> <p>第12条第1項第11号に掲 げる産業廃棄物 (動物の死体) 1体につき 1,000円</p>	4	<p>し尿処理手数料改定 人員によるもの (普通便槽) 1月1人につき200円 (2歳未満の乳児を除く)</p> <p>人員によるもの (くみとり式水洗便槽) 1月1人につき250円 (2歳未満の乳児を除く)</p> <p>くみとり量によるもの 30ℓ(端数は四捨五入)に つき 140円</p> <p>第2清掃事務所建設工事竣 工</p> <p>清潔なまちづくり整備事業 として公衆便所2か所建替 (上官、築町)</p> <p>公衆便所周辺整備1カ所 (東新町)</p>

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H1			11	週2回収集第2年次開始 (全市の80%週2回収集) 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約40,000 m ³ を移送 (~H2.2) 新開ヤード整備工事 (~H2.1)		
2	9	機構改革により庶務課は清掃総務課へ、庶務担当は庶務経理担当へ、業務課の第一担当と第二担当はそれぞれ業務第一担当と業務第二担当へ名称変更	10	市内全域週2回収集達成 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約40,000 m ³ を移送 (~H3.2)	6	大牟田市環境整備事業協同組合と収集運搬委託契約一本化
3			10	産業廃棄物の搬入規制開始 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌約40,000 m ³ を移送 (~H4.2)	3 12	公衆便所建替(明治町) 港事業所貯留槽増設工事着工(H4年に完成予定)
4	1	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正	1 9 12	廃棄物処理施設(第三大浦谷埋立地)整備工事着工(H6年完成予定) 第1清掃事務所周辺整備事業(車庫整備)着工 早鐘埋立処分地へ健老町埋立地の土壌20,000 m ³ を移送	9 10	港事業所貯留槽完成 直営地域の定日定期計画収集実施
5	3	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例及び条例施行規則改正	4	ごみ処理手数料改定(それぞれ消費税を加算) 計画収集ごみ 1日平均10kg~20kg 1月 2,800円 1日平均20kg~30kg 1月 4,000円 臨時ごみ 軽自動車1台につき 4,000円 普通自動車1台につき 8,000円	4	し尿処理手数料改定 人員によるもの(普通便槽) 1月1人につき250円(2歳未満の乳児を除く) 人員によるもの(くみとり式水洗便槽) 1月1人につき370円(2歳未満の乳児を除く) くみとり量によるもの 300(端数は四捨五入)につき 250円

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H5				事業活動に伴って生じる ごみ処理手数料 最大積載量 350kg までの 自動車 1 台につき 1,000 円 最大積載量 350kg～1t までの自動車 1 台につき 2,000 円 最大積載量 1t 以上の自 動車 1t1 台につき 2,000 円 第 12 条第 1 項第 1 号から 第 9 号及び第 12 号に掲げ る産業廃棄物 最大積載量 350kg までの 自動車 1 台につき 1,000 円 最大積載量 350kg～1t ま での自動車 1 台につき 2,000 円 最大積載量 1t 以上の自動 車 1t1 台につき 2,000 円 第 12 条第 1 項第 10 号に掲 げる産業廃棄物 1000 につき 150 円 第 12 条第 1 項第 11 号に掲 げる産業廃棄物 1 体につき 1,500 円 早鐘埋立処分地へ健老町 埋立地の土壌 17,500 m ³ を移送 (～H6.3)		
6					1 3	港貯留槽改修工事完了 第 2 清掃事務所車庫増設工 事完了
7				第三大浦谷埋立地へ健老 町埋立地の土壌 9,500 m ³ を移送 (～H7.3) 7 モデル小学校を拠点とし た空き缶の資源回収事業 開始 10 モデル地区公民館での空 き缶・空きびんの資源回収 事業開始		
8					1	荒尾市からのし尿搬入受入 終了

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H8	7	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正	2	第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌 8,000 m ³ を移送 (~H8.3)	2	業者地域の定日定期計画収集実施
			8	ごみ処理手数料改定 (それぞれ消費税を加算) 計画収集ごみ 1日平均10kg~20kg 1月 2,800円 1日平均20kg~30kg 1月 4,000円 臨時ごみ 軽自動車1台につき 4,000円 普通自動車1台につき 8,000円 事業活動に伴って生じたごみ処理手数料 最大積載量350kgまでの自動車1台につき1,250円 最大積載量350kg~1tまでの自動車1台につき2,500円 最大積載量1t以上の自動車1台につき2,500円 第12条第1項第1号から第9号及び第12号に掲げる産業廃棄物 最大積載量350kgまでの自動車1台につき1,250円 最大積載量350kg~1tまでの自動車1台につき2,500円 最大積載量1t以上の自動車1台につき2,500円 第12条第1項第10号に掲げる産業廃棄物 100ℓにつき 150円 第12条第1項第11号に掲げる産業廃棄物 1体につき 1,500円	8	し尿処理手数料改定 (それぞれ消費税を加算) 人員によるもの (普通便槽) 1月1人につき300円 (2歳未満の乳児を除く) 人員によるもの (くみとり式水洗便槽) 1月1人につき520円 (2歳未満の乳児を除く) くみとり量によるもの 30ℓ(端数は四捨五入)につき 300円
9	3	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正	2	第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌 8,000 m ³ を移送 (~H9.3) エコショップ認定事業開始		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H9			10	地域(銀水・笹原・玉川・天道の4校区)での資源物(不燃物および紙類等)の回収事業開始		
10	4	一般廃棄物処理施設建設推進室設置	1	第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌 20,000 m ³ を移送 (~H10.3)	11	し尿運搬船「第2ありあけ」就航
	10	機構改革により清掃部(清掃総務課, 業務課)と衛生部の一部(公害対策課, 公衆衛生課の一部)を統合、環境部へ名称変更	4	資源物回収の地域拡大(4校区から12校区へ) 8校区(三川・諏訪・大正・明治・平原・高取・上内・倉永)		
	12	一般廃棄物処理基本計画策定	10	資源物回収の地域拡大(12校区から市内全域で実施)12校区(三里・川尻・駿馬南・駿馬北・上官・大牟田・中友・白川・三池・羽山台・吉野・手鎌)		
	12		12	第三大浦谷埋立地へ新開クリーンセンターの焼却灰の直接搬入を開始		
11	10	大牟田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例制定 (10月1日)	10	第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌 46,500 m ³ を移送 (~ H12.3)		
12	4	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正	10	リサイクルプラザ建設工事着工 大牟田・荒尾RDFセンター建設工事着工	10	東部環境センター建設工事着工
13			3	第三大浦谷埋立地へ健老町埋立地の土壌 5,200 m ³ を移送 (~H13.3)		
			4	粗大ごみの定期収集を廃止し、大型ごみの戸別収集開始		
14	4	廃棄物対策課設置	4	資源物回収業務委託(紙類)		
			9	透明ごみ袋制開始		
			11	大牟田・荒尾RDFセンター竣工 大牟田・荒尾新開クリーンセンター廃止		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H15			2	資源物回収品目拡大(ペットボトル・白色トレイ)		
			3	リサイクルプラザ竣工	3	東部環境センター竣工
	4	一般廃棄物処理施設建設推進室廃止	4	資源物回収業務委託		港清掃事業所廃止
						し尿海洋投入廃止
	6	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正(ごみ処理手数料H15年9月、H16年7月改定)	9	ごみ処理手数料改定(それぞれ消費税を加算)事業活動に伴って生じたごみ処理手数料 10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき50円 第12条第1項第1号から第9号及び第12号に掲げる産業廃棄物 10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき50円		
16	3	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正(し尿処理手数料H16年4月改定)	7	ごみ処理手数料改定(それぞれ消費税を加算)事業活動に伴って生じたごみ処理手数料 10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき100円 第12条第1項第1号から第9号及び第12号に掲げる産業廃棄物 10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき100円	4	し尿処理手数料改定(それぞれ消費税を加算)人員によるもの(普通便槽) 1月1人につき440円(2歳未満の乳児を除く) 人員によるもの(くみとり式水洗便槽) 1月1人につき860円(2歳未満の乳児を除く) くみとり量によるもの 30ℓ(30ℓ未満の場合は30ℓとみなし、30ℓを超えた場合は30ℓ未満の端数は切り捨てる。)につき330円
17	6	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正(ごみ処理手数料H18年2月改定)				
	8	ごみ減量対策室設置				
18	2	ごみ処理基本計画改定	2	ごみ処理手数料改定(それぞれ消費税を含む)燃えるごみ袋(家庭用)		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H18				大(400×10枚) 400円 中(250×10枚) 250円 小(150×10枚) 150円 燃えるごみ袋(事業所用) 大(400×10枚) 630円 燃えないごみ袋(家庭用) 中(250×10枚) 250円 燃えないごみ袋(事業所用) 中(250×10枚) 420円 大型ごみ(家庭用) 指定シール1枚につき400円 市が臨時に収集、運搬する場合のごみ収集運搬手数料(消費税を加算) 2t積載自動車(2t車未満のものは2t車とみなす。)1台につき2,000円 市長が指定する場所に自ら搬入する場合のごみ処分手数料(消費税を加算) 10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき100円		
19	3	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正(ごみ処理手数料H19年7月改定)	4	資源物回収品目拡大(古布・古着) 有害ごみの回収事業開始	10	北部し尿中継所使用停止
	6	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正(ごみ処理手数料H19年12月改定)	7	市長が指定する場所に自ら搬入する場合のごみ処分手数料(消費税を加算) 10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき200円 第12条第1項第1号から第9号及び第12号に掲げる産業廃棄物 10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき200円		
			12	ごみ処理手数料改定 家庭用燃えないごみ特小袋の新設(消費税を含む) 特小(100×10枚)100円		

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H20			6	剪定枝チップ機貸出し事業開始 エンジン式 1台 電動式 1台		
	12	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正（し尿処理手数料H21年2月改定、浄化槽汚泥処理手数料H21年6月新設）	7	生ごみ堆肥化機材等購入補助金交付事業開始 電動生ごみ処理機 1世帯に1台の交付で合計50台とし、消費税を含む購入価格の2分の1の額で、2万円を上限額 生ごみ堆肥化処理容器 1世帯に2基までの交付で合計50世帯とし、消費税を含む購入価格の2分の1の額で、1基あたり3千円を上限額		
21					2	し尿処理手数料改定（それぞれ消費税を加算） 人員によるもの（普通便槽） 1月1人につき500円（2歳未満の乳児を除く） 人員によるもの（くみとり式水洗便槽） 1月1人につき1,100円（2歳未満の乳児を除く） くみとり量によるもの 30ℓ(30ℓを超えた場合は30ℓとみなし、30ℓを超えた場合は30ℓ未満の端数は切り捨てる。)につき330円
			4	資源物回収業務委託（古布・古着）	4	東部環境センター有機性廃棄物（22小学校調理くず）搬入開始
			5	生ごみ堆肥化機材等購入補助金交付事業（補助金額の変更） 電動生ごみ処理機 1世帯に1台交付で合計50台とし、消費税を含む購入価格の100分の45の額で、1万8千円を上限額 生ごみ堆肥化処理容器 1世帯に2基までの交付で合計50世帯とし、消費税を含む購入価格の100分の45の額で、1基あたり2千7百円を上限額	6	生活保護世帯のし尿処理手数料減免廃止 浄化槽汚泥処理手数料制定（消費税を加算） 搬入量によるもの 10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき10円
22	3	ごみ減量対策室廃止				
	4	機構改革により環				

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H22		境総務課徴収担当は環境業務課へ移管 環境業務課施設担当は環境施設課へ移管 環境企画課設置				
23	3	生活排水処理基本計画改定 大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正	4	計画収集業務の一部（3 t 車3車分）を委託 福祉収集開始		
24	3 4 12	ごみ処理基本計画一部改定 大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正（ごみ処理手数料及びし尿処理手数料H25年4月改定 大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正				
25	9	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正	4	ごみ処理手数料改定（それぞれ消費税を含む） 市が臨時に収集、運搬する場合のごみ収集運搬手数料 2t 積載自動車（2t 車未満のものは 2t 車とみなす。）1 台につき 2,100 円 市長が指定する場所に自ら搬入する場合のごみ処分手数料 10kg (10kg 未満の端数は 10kg とみなす。)につき 210 円 第 12 条第 1 項第 1 号から第 9 号及び第 12 号に掲げる産業廃棄物 10kg (10kg 未満の端数は 10kg とみなす。)につき 210 円	4	し尿処理手数料改定（それぞれ消費税を含む） 一般世帯等の便槽 10ℓ（10ℓ未満の場合は 10ℓとみなし、10ℓを超えた場合は 10ℓ未満の端数は切り捨てる。）につき 70 円 事業所等の便槽 10ℓ（10ℓ未満の場合は 10ℓとみなし、10ℓを超えた場合は 10ℓ未満の端数は切り捨てる。）につき 120 円

年	月	一般関係	月	ごみ処理関係	月	し尿処理関係
H25	12	大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例一部改正（し尿処理手数料H26年4月改定）		<p>第12条第1項第10号に掲げる産業廃棄物 10kg(10kg未満の端数は10kgとみなす。)につき31円</p> <p>第12条第1項第11号に掲げる産業廃棄物 1体につき1,575円</p> <p>使用済み小型家電回収事業（ボックス及びピックアップ回収）開始</p>		
26	4	<p>機構改革により環境保全課計画管理担当は環境企画課へ移管</p> <p>し尿処理手数料のコンビニ納付開始</p>	4	計画収集業務の一部（2t車3車分）を委託	4	<p>し尿処理手数料改定（それぞれ消費税を含む） 一般世帯等の便槽 10ℓ（10ℓ未満の場合は10ℓとみなし、10ℓを超えた場合は10ℓ未満の端数は切り捨てる。）につき72円</p> <p>事業所等の便槽 10ℓ（10ℓ未満の場合は10ℓとみなし、10ℓを超えた場合は10ℓ未満の端数は切り捨てる。）につき123円</p>